

第四百十五回
国会

参議院財政・金融委員会會議録第九号

平成十一年三月三十日(火曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

三月二十四日

岸 宏一君

林 紀子君

三月二十九日

石川 弘君

岩井 國臣君

片山虎之助君

補欠選任
石川 弘君

笠井 亮君

補欠選任
山内 俊夫君

佐々木知子君

岡 利定君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

勝木 健司君

石渡 清元君

金田 勝年君

益田 洋介君

池田 幹幸君

岡 利定君

佐々木知子君

西田 吉宏君

林 芳正君

日出 英輔君

平田 耕一君

山内 俊夫君

浅尾慶一郎君

伊藤 基隆君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

笠井 亮君

三重野栄子君

衆議院議員

星野 明市君

菅川 健二君

大原 一三君

堀内 光雄君

小池百合子君

宮澤 喜一君

柳沢 伯夫君

森 昭治君

乾 文男君

細川 清君

中島 眞人君

伏屋 和彦君

森田 好則君

吉田 成宣君

速水 優君

日本銀行総裁

参考人

常任委員会専門員

事務局側

局長

大蔵省金融企画局長

大蔵省政務次官

法務省民事局長

金融監督庁監督部長

金融再生委員会事務局長

政府委員

国務大臣

大蔵大臣

国務大臣

金融再生委員会委員長

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二十四日、林紀子君及び岸宏一君が委員を

辞任され、その補欠として笠井亮君及び石川弘君

が選任されました。

また、昨二十九日、石川弘君、岩井國臣君及び

片山虎之助君が委員を辞任され、その補欠として

山内俊夫君、佐々木知子君及び岡利定君が選任さ

れました。

○委員長(勝木健司君) 参考人の出席要求に関す

る件についてお諮りいたします。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法

律案の審査のため、本日の委員会に参考人として

日本銀行総裁速水優君の出席を求めたいと存じま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(勝木健司君) 土地の再評価に関する法

律の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員大原一三君から趣旨説明を聴

取いたします。大原一三君。

○衆議院議員(大原一三君) 土地の再評価に関す

る法律の一部を改正する法律案につきまして、そ

の提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

昨年成立いたしました土地の再評価に関する法

律は、法人が所有している不動産のうち長期に所

有している事業用土地の帳簿価額と時価の乖離が

著しい現状にかんがみ、これを是正し、資産の適

正な評価を行うことができるようにすることに、

り、金融機関の自己資本比率の向上を通じて金融

の円滑化並びに企業経営の健全化に資するもので

あります。

今般の土地の再評価に関する法律の一部を改正

する法律案は、昨年の土地の再評価に関する法律

の採決の際の附帯決議でも指摘されております税

効果会計に係る会計基準が採用されることとなっ

たことから、現在、貸借対照表の負債の部に計上

されております土地の再評価差額から繰り延べ税

金負債を控除した金額を再評価差額金として資本

の部に計上するとともに、公開会社はその金額の

三分の二を限度に自社株の消却に充てることがで

きることにしております。これらの措置により、

法人の財務内容の健全化、経営体質の強化につな

がるものと期待されるところであります。

自社株の消却の手續につきましては、株式の消

却の手續に関する商法の特例に関する法律と同様

の手續によることとしております。

また、この法律により自社株の消却ができる期

限が平成十三年三月三十一日までとされているこ

とにかんがみ、事業用土地の再評価を行うことが

できる期限を一年延長することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要で

あります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ

いますようお願いいたします。

○委員長(勝木健司君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○平田耕一君 平田でございます。

ただいま提案理由を説明いただきましたので、

早速質問をさせていただきますと思います。

この提案理由から、法改正の目的というのは自

社株の消却と法人の財務内容の健全化、経営体質

の強化、この二つだと、こういう解釈でよろし

うございましょうか。

○衆議院議員(大原一三君) おっしゃったとおり

でございます。

昨年の審議におきまして議員立法でお願いをしたわけですが、そのときは十三兆円という公的資金を注入して銀行の貸し渋り対策ないしは自己資本の充実を図ろうという一方における提案がありましたが、私は、いろいろ党内での議論の過程で、その前に金融機関としてやるべきことがあるんじゃないかということをお指摘申し上げまして、余りにも日本の地価の現状と取得原価との差額の乖離が著しいことにかんがみまして、これを自己資本の充実に利用することができないかという考えから御提案を申し上げて、金融機関の貸し渋り対策の一助にということで昨年は提案をいたしました。

ところが、その当時、同じ議員立法により自社株消却という問題が提起されたわけでありまして。私個人としては、その際に、これを資本の部に計上して、でき得れば同時に成立した自社株の消却に利用できないかと思つたのでございますけれども、従来の立法の経緯等にかんがみまして、四六％という税金の負担が中に入っておりますので、法務省や大蔵当局との意見を集合した結果、昨年は一応負債勘定にこれを置いたわけでございます。

ところが、最近、自社株の消却の動き等もこれあり、将来はいずれそういう措置をしなきゃいけないのでございまして、でき得ればこれを早めまして、利益剰余金と見合いで資本勘定へ振りかえて自社株の消却に役立ててあげたらというのが提案の理由でございます。

○平田耕一君 そうしますと、現行法でその原資がないという場合に、法改正によって含み益を、実現しております利益をもつてその自社株の消却に充てる、こういうことでよろしゅうございませうか。

○衆議院議員(大原一三君) おっしゃったとおりでございます。

資本の充実の内容になっております。各国ともそういうことを、特にヨーロッパはやっておりまして、それに準じてやったわけでございますが、性格上は資本準備金というよりは利益剰余金に近い資本勘定であろうということで、繰り入れることになって自己株の消却に役立てる、こういうことになるわけでありまして。

○平田耕一君 なぜ自社株を消却する必要があるんでしょうか。

○衆議院議員(大原一三君) これは現在の株式の持ち合い状況あるいは日本のエクイティファイナンスの過剰性等に着目して、昨年、私ではございませんが、別途議員立法で自社株の消却法が商法の特例法として成立したわけでございます。その経緯を見ますと、アバウトでございますが、トータルで約四百社の公開企業が自社株の消却をしようとしていたわけでございまして。恐らく今後もしやういった需要が潜在的にあるものという前提に立て、自社株の消却をして、そうして過剰株の消却をこれによって推進しよう、こういう考え方であります。

○平田耕一君 私がお尋ねをしたいのは、現在、一つの会社にとりまして株式の時価総額、要するに株式数と一株当たりの市場価格というものは含み資産も含めてそういう市場が成立してあるんじゃないかなというふうに思っているんです。今日の市場に至りますまでに、エクイティファイナンスをずっとやりまして、時価発行時価発行で来た。そういうものはその企業の利益として一部資本金に計上されておるわけでありまして。そういうものが積み上げられてきておるわけでありまして、既にそういう含みも全部含んで現在の市場価格と株数というものは計上されているわけでありまして。

それで、株式の消却ということにつきまして、ひとつ会社の再建のために認めてくれという無償消却は大いに正当な理由があるんだろうというふうに思いますが、もう一つには、余剰があるので買入れ消却しよう、株式防衛その他含め

てやろう、こういうことも有償で認められるだろうと思うんです。

ところが、今回の法案の改正につきましては、余剰がないけれどもあえて含みを見ても買い入れ消却をするということの理由がちょっとまだ私自身には不明確というか、理解をしがたいところもありまして、一般的にもそうだろうと思っておりますので、的確に御説明いただければありがたいと思ひます。

○衆議院議員(大原一三君) 先ほど、従来の資産再評価というのを申し上げましたが、実は昭和二十五年、二十六年、二十八年、二十九年と、戦後、企業の自己資本の充実が足りないということ、資産再評価を実施したわけでございます。その際は当然任意でございまして、土地の再評価はほとんど行われておりません。二十九年のときは、余りおやりにならぬものですから強制をいたしました。資本の充実をお願いしたという経緯もあります。そして、三十年には、性格があるまいであったこれまでの資産再評価積立金という勘定をやはり同じように資本勘定に繰り入れて整理をいたしたわけでありまして。

ところが、この資本勘定の繰り入れも任意でございまして、余りおやりにならぬ経緯もありまして、だからだろいうことをしておいてもいけない、企業会計の透明性ということから、四十二年だつたと思うのでありますが、今までの繰り入れていない部分は資本勘定に組み入れなさいと、全額組み入れによりという整理をいたしたわけでございます。

したがって、我々はこうして資産再評価で負債勘定に置いておるものも、いずれ消却期限が終つたら、これは二年間の時限立法でございまして、この期間が経過したら、消却の経緯を見て、いずれにしてもこれは資本勘定に繰り入れる性格のものである、このように思っていたわけでありまして。したがって、自社株の消却があるうとなかろうと、由ぶらりんの負債勘定に置かないで、やっぱり利益剰余金の勘定でありますから、

資本勘定へ繰り入れなければならぬという要請はあったわけでございます。

ところが、一方において議員立法で自社株の消却ということがありまして、昨年の附帯決議をらんになつてもおわかりであります。こういう法律も一方においてあるなら本来資本勘定に繰り入れるべきであるという議論がそのときもございました。一年経過を見ようということでもございました。一年経過を見ようというのでございまして、自他株消却の要請のある企業というのがやはり潜在的にあるわけでございまして、従来の資産再評価でやつたと同じように、これを資本勘定に繰り入れてお使いをいただくという便宜的な手法を考えたいわけでございます。本来なら来ないしは再来年に繰り入れをやるうかと思つていたのであります。そういうことで一年繰り上げてそれに符牒を合わせたというのが実態でございます。

○平田耕一君 仮に何らかの項目を資本に繰り入れるということは、これは無償割り当てであられるいは額面発行で均等割り当てであられ、いずれそれはまた別の議論だと思ふんです。肝心のそれは買入れ消却に充てるということでありまして、これは有償でやるわけでありまして、したがってそれが会社のためになるかといひますと、出資を伴うわけでありまして。

一株当たりの利益とかいふことを勘案しましても、今の時価からいひまして、現実に恐らく数十億、百億単位で会社の金が逸失するわけですから、これが見かけの内容をよくするため、あるいは一株当たりの見かけの利益を上げるためというものでなされて、この会社が借り入れなりなんなりして何らかの財源をつくつて数百億というお金を出していくことが健全性につながるのかどうか。そのことと、負債勘定から資本への繰り入れというのを連動していいのかどうか非常に疑問に思ひます。果たしてそういうことをなさる経営者というのはどういふことでおやりになるのか。私は疑問に思ひます。資本への繰り入れと買入れ消却とが連動するところがどうも説明がつか

ないので、何か御見解がございましたらお話し
ただきたいと思ひます。

○衆議院議員(大原二三君) この前の資本組み入
れの法律は私の担当ではございませんでしたけれ
ども、資本準備金を取り崩す、言つてみればこう
いう画期的な措置をとつて自社株の消却をやるう
としたわけでございます。

一方、確かにお説のとおりに自社株を手元に買
い上げなきゃならぬので、キャッシュフロー
が必要なんです。そこまでは自社株の消却を約
四百社の方がおやりになったわけでございます
が、それは自社株に対する株価対策、過剰株の吸
収等々の理由からおやりになったのではないのか
など。そういう動きがやはり現在も潜在的にある
ようでございますので、資本準備金勘定も限界が
ありますし、その側面的なサポーターとしてこ
れを繰り入れてあげると。

さき申しましたように、いつまでも負債勘定
に置いておくというのは中間的な措置でございま
して、いずれは繰り入れなきゃならぬ勘定でござ
いましたので、一方においてそういう要請がある
とすれば、中間期間でございましたが、今回の改
正によって繰り入れて自社株の消却をしていただ
こう、こういう意図からでございます。

おっしゃるとおり、どれぐらいの会社が今後お
やりになるかというところは結果を見ないと實際に
わからないわけでございますが、上場会社と店頭
会社を入れて三千社ある中で四百社が一年間でお
やりになったわけでございますので、この法律を
やればさらに自社株の消却の要請にこたえられる
んではないのかな、こういうねらいからお願いを
いたしているわけでありまして。

○平田耕一君 いずれにしても法案に賛成します
ので、これはこの辺にしておきます。

資本勘定に繰り入れた、積み立てたとします
ね。それで、しかる後に土地を売ったと。そうし
ますと、その資本に計上したものはどのような計
上をするのでしょうか。

○衆議院議員(大原二三君) この法律をお読み
になるとおわかりであります、実は法人税相当額
の四〇％は負債の部に計上しようということでご
ざいます。しかも、おっしゃる通りに、資本の部
に一〇〇％残りを計上しますと、今後、右肩上が
りの地価動向ではないようでありまして、やはり
その三分の一ぐらいは資本勘定に組み入れると
いうことを遠慮した方がいいのではないかとこの
議論がございます。ですから、まず一〇〇ある資
産再評価差額金の中から四〇％を控除した六〇
％、その六〇％のさらに三分の一をリザーブいた
しまして、三分の二を確定性を見て資本勘定に繰
り入れよう、こういう措置をとつたわけでありま
す。先生の御指摘のような懸念があるものではな
ら、そういう措置にさせていたいただきました。

○平田耕一君 ちよつと質問が違つたんですけれ
ども、それでお聞きしておきます。
それから、配当可能利益からはその分は控除す
るといふことをやっていくんだらうと思ふんです
けれども、売つてしまつてなおかつ常に控除額と
いふのを明記しておくのかとか、いろんなことが
ございますので、その辺の整合性も事務局できつ
ちり一遍確認をして教えていただきたいという
ふうに思ひます。

余り子細に突っ込みますと法案が成立しないと
いけませんので、この辺で終わらせていただきた
いと思ひます。
ありがとうございました。

○浅尾慶一郎君 平田委員の御質問がちよつと予
定より早く終わりましたので、私が質問をしよう
としていた方がまだ来られていないものですから、
順番を変えさせていただきますので、先に発議者に
伺わせていただきたいと思います。

まず、現行の土地の再評価に関する法律の第十
条に、仮に再評価をした後に損失が出た場合には
注記をするというふうに書いておられると思ふん
ですけれども、これは注記というよりは、むしろ
時価会計ということ考えた場合にはその段階で

また損は損として認識をされた方がいいのではな
いかというふうに思ふんですが、その点、いかが
お考えなんでしょうか。

○衆議院議員(大原二三君) 先生もこの点は御専
門でありますから私から申し上げることもな
いと思ふのでありますが、先ほど言いましたよう
に、今の不動産市況を見ますと、上がることも
あるでしょうが、一般的に下がるという懸念があ
ります。したがって、再評価をやつた後、損が出
た場合、出る場合には注記をしよう、こういう当
面的措置をとつたわけでありまして。

おっしゃるとおり、税効果会計が入つてきて
経営の実態を税務計算とは別個に明確にするべきで
あるということ、非常にいい会計制度が、こと
しは一応強制はいたしませんけれども、来年から
は強制される。それで、時価会計が完全に入つて
くるかと思ひましたら、土地についてだけは株と
違つて例外になつていくようでありまして、なぜ
そこが例外になつていくのか、私も多分に
疑問に思つていらっしゃる者であります。

特に、日本のように土地の取得価額、原価と、
しかも戦後再評価をおやりにならなかつたところ
に至つては私は帳簿価額というのとは全く形式的な
価額になつていくのではないのかと。要する
に、実態はそれと乖離した天文学的な時価になつ
ていく可能性があります。

おっしゃる通りに、やはりこういった会計を導入
するのでありますから、お説のように、これか
らの時価会計の中でそういった特殊な日本の土地
の時価と原価の差額をどうクリアしていったら
いいのかなというところはこれから日本の土地会計
の一番問題点であらう、こう思つております。

○浅尾慶一郎君 ありがとうございます。
大蔵省の政府委員は多分いらしておつたのかと
いうふうには思ひますが、ただいま時価会計につ
いて土地の部分は含まれないということ、これを
変えていかなければいけないという発議者の御答
弁をいただいたわけでございますけれども、特に
土地の再評価に関する法律で再評価をした場合は

これを入れていくべきなのかなというふうには思
ひますが、その点、簡単に御説明いただければと思
ひます。

○衆議院議員(大原二三君) どうも先ほどの答弁
は舌足らずであらうかと思ふんですが、私も正直に
言つてわからないところがたくさんあります。
時価会計という場合に、最近調べてみたんです
が、ある超一流銀行の土地が六百万円ございま
して、坪六千円か七千円です。その隣の旧国鉄本
社ビルの値段が坪千八百円と。一方は七千円で
一方は千八百円。これを知らぬ顔をして隠してお
くというのが本当にいい会計なんだろうかという
疑問を多分に持つていまして、そこは先生も専
門家でありまして、これからの日本の会計制度
のあり方で、特殊な日本の土地価格というものを
一体どのように会計の中へあらわして企業の実態
をつかんだらいいのか。会社がつぶれたら株はた
だになつちやうんです。土地だけは会社がつぶれ
ても残つちやうなんです。私はそつちの方が評
価をいたしますと会社の實力をあらわすんじゃない
のかなという疑問も一方で持つております。

○浅尾慶一郎君 ありがとうございます。
簡単に結構ですから、大蔵省、もしその点につ
いて何かあれば。
○政府委員(伏見和彦君) お答えいたします。
今言われました評価の点でございますが、資産
の評価方法につきましては、近年、企業会計の透
明性を一層高めていくために、時価による自由な
換金可能な資産につきましては時価評価すること
が適当であるという考え方が支持されるようにな
つてきておりまして、このような観点から、主
として金融商品につきましては国際的に時価評価
が採用されているところでございます。

他方、土地につきましては、これは商法により
まして原価評価されるわけでございます。国際的
にもまだ時価評価すべきであるといった考え方が
一般的にはなつていないと承知しております。
各国の土地に係る評価基準は、原則は日本、ア
メリカ、イギリス、ドイツともに原価評価、国際

会計基準も原価評価でございます。一部、投資不動産、土地につきましてはイギリスが時価評価をやっているということでございますが、一般的にはまだ時価評価というぐあいにはなっていないと承知しております。その意味で、今回の土地の再評価に関する法律におきましても、基本的には原価評価の考え方を維持しつつ、特例として期限を切って一回限り再評価できることとされているものと、そういうぐあいに私どもは承知しております。

○浅尾慶一郎君 さて、今回の土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案あるいはもとの法律は金融機関の自己資本対策ということで先ほど趣旨説明をいただきましたが、自己資本が足りないとかいろいろな議論がある中で、先般、二〇〇一年三月にペイオフ制度が実施されるということをにらんで、ペイオフをこのままやると大変危険だという御認識からそういう御発言されたのかどうかわかりませんが、日銀総裁が日本経済新聞社に対するインタビューの中で、ペイオフより範囲の広いペイオフに類するものと考えていきたいというふうに答えられたという報道がなされております。

そこで、この土地の再評価に関連しての質問なんですけれども、果たしてそういったようなことを具体的に今考えておられるのかということと、もし仮に考えておられるとするならばどういうものが対象となるのか。どういうものかということとは、御存じのように一千万円ですけれども、それがまた金額を切って範囲がふえるのか、それとも金額を切らずに何となく漠然とした安心感を与えるようなものなのか、その点についてお答えいただければと思います。

○参考人(速水優君) 私が新聞の取材を受けましていろいろ金融政策その他について話をしたわけですが、最後のところで、これからどういことが問題になるだろうかという御質問の中で申したことの一つでございますが、二〇〇一年三月に預金保険法の特別資金援助、ペイオフの保留

が終わると。このことだけでなく、金融再生法も早期健全化法も皆この二〇〇一年三月で終わるわけでございますが、その後の金融システムの安定化、この期間に全力を尽くして今の金融システムを安定化させてもらいたいわけですから、二〇〇一年三月以降にただペイオフが残るということだけでいいんだらうかという不安は私自身持っております。

海外主要国などの例を見ますと、米国の預金保険法、FDICがやっておりますことなどは、いわゆるペイオフもそうですけれども、実際に多いケースは、破綻しそうな銀行の資産負債を承継させていくという方式で金融機関の破綻を防いでいくということが広く使われておるわけでございます。こういった預金保険金の支払い、いわゆるペイオフだけでなく、破綻金融機関の資産負債を他の金融機関に承継させて、預金者に対してもそういう銀行の債務を適宜支払っていくといったようなやり方がより二十一世紀の金融システムにふさわしい、より社会的、経済的なコストの少ない、かつ非常に機動的に早期に問題を解決し得るセーフティーネットではないか、そういうものも今からデザインしていく必要があるんじゃないか。預金保険法の中にそれが、譲渡というふうにあるんでしようけれども、今の法律をどういうふうに改正し、あるいはどういう新法が必要なのか、そういうことを今から考えておく必要があるんじゃないかというように申したつもりでございます。

このことは金融審議会などのワーキンググループなどでこれから恐らく検討されていくことだと思っておりますけれども、私は一千万円を拡張しろとか延期しろとか、そういうことを申したわけではございません。そのところはわかりただけでございます。

○浅尾慶一郎君 御答弁はわかりましたが、おっしゃっていることは恐らく金融再生法の二〇〇一年三月期限を延長すればいいということと同じなのかというふうに聞こえておりますけれども。

所管であります柳沢金融再生委員長に何うと、多分もう二〇〇一年三月までは必ず金融機関は再生するんだということなんでしようけれども、セーフティーネットとしてどうかというのを、できれば総裁と、そして可能性として法律の延長と、二〇〇一年三月以降にただペイオフが残るということをお伺いできればと思います。それは柳沢国務大臣にもということですね。

○国務大臣(柳沢伯夫君) 私の立場は法の運用というところに現在権限が限られておるわけでありまして、特に再生法のような税金そのものを損失の補てんに使用させていただくというようなスキームは、これはどう考えても臨時暫定の措置であらうというふうに考えるわけでありまして、私としては、これを延長していただけないかとか、なんとかがいことはもとと考える立場にないわけでありまして。

同時に、私の使命というか心構えといたしましては、この期間に本当に、再生法を使つてとただいま先生おっしゃいましたが、むしろ健全化法とかいうようなものを使わせていただいて、そしてたとえペイオフというふうな事態が起きてても預金者に預金の引き揚げをされないような健全な金融機関をつくることに邁進する、こういうことではないかならないかというように考えている次第です。

同時に、私は早期是正措置は恒久的な制度としてもうビルトインされているというふうに承知をいたしております。これの活用ということによつて、ただいま日銀総裁がちょっと御言及になられたような心配事というものがその是正措置の中身として実現されていくことが期待できればそれで手当てができるのではないかと、そういうようなことを念頭に置きながら、冒頭から申し上げておりますように、ペイオフが始まっても預金者の預金の引き揚げがなされるようなことのない金融機関をつくつてまいりたい、そのことに力を尽くしてまいりたい、このように考えております。

○浅尾慶一郎君 それでは、速水総裁に、私の理解が不足しているのかもしれないが、資産あるいは負債をそのまま引き継ぐ、承継銀行に引き継ぐということはブリッジバンクになるのか、先ほどのおっしゃっていることは、それは形を変えた特別公的管理になるのかは別として、それをそのままということであれば金融再生法を使うのか、今の現行の枠組みの中ではそれが一番近いのかというふうに思いますが、その理解でいいかどうか、簡単に答えたいと思います。

○参考人(速水優君) 今ある預金保険法、それから二つの臨時の法律はいずれも金融システムの安定化のためにぜひとも必要なセーフティーネットであると思ひますし、現時点ではこれをフルに活用していくことが必要だというふうに思ひます。ただ、一方で、こういった措置というのは公的資金を含む多大のコストを要するわけでございますし、預金者、債権者、金融機関のモラルハザードを惹起するおそれもあるわけで、そういう意味でビッグバンのフリスビー、フェア、グローバルといったような考え方でいきますと、基本理念とは必ずしも方向を同一にするものではない。今の特別資金援助方式もそうですけれども、いずれも時限立法になつておりますので、これを延期するか否かは立法者、国民の意思で決めるべきことだというふうに思ひます。

ただ、私としては、二〇〇一年三月に向けて関係者が全力を尽くして不良債権問題の克服に当たるべきであつて、安易に現在の特例措置を期限延長するということとはよくないと思ひます。期限延長するようにならなければ、コストの増大とかモラルハザードの発生のおそれがあるばかりでなく、不良債権問題の克服も遅延を招きかねないと思ひます。

しかし、二〇〇一年四月以降のこういう問題をどうやって解決していくのかということになりますと、やはり何か付加的な新しい考え方が入ってこなければいけないと思ひます。そこで私が頭に浮かびますのは、FDICあたりがかなり機動的

に使っておりますが、場合によっては破綻が起こつてこの部分をどこに承継するというような話が出来くエンドにすぐ決まってしまうと、それに応じて、全部の場合も一部の場合もあるんでしようけれども、破綻が回避されて金融のシステムが不安定化していくことを未然に防いでいくというようなシステムがあるわけで、そういうものをこれから考えていかなければいけないというようなことを申し上げておきます。

○浅尾慶一郎君 FDIICの制度は私も不勉強で余りわかりませんが、多分制度の運用で大きい金融機関は割と救われて、小さいところはつぶされてペイオフに遭つてゐるといったような部分があると思ひますので、そうなると思つた上で本分に公平な取り扱いとなるのか。我が国の場合はアメリカよりも多分公平性ということに重点が置かれる可能性がありまゝで、難しいのかなという印象を持ちました。

最後に、この問題は本論ではありませんので簡単に結構なんですが、ペイオフ制度の延期について、大蔵大臣、何か御所見があればお述べいただきたいと思ひます。

○國務大臣(澤田一君) 日銀総裁も言われましたように、今制度を延長するということは考えておりません。さらに、総裁が言われましたことは、恐らくその後の時期において破綻ということはやつぱりあり得ることであるから、破綻というものがあったときに社会的、経済的コストをどれだけ少なくして処理するか、そういう問題意識でおつしやうしていらつしやるのだらうと理解をいたしております。

○浅尾慶一郎君 それでは、この問題はこれで終了させていただいて、本論の方に入らせていただきたいと思ひます。

さて、土地の再評価をされますと、先ほど平田委員の方からも再評価に際して自己株式の消却といったようなことのお話がありましたが、この点について、金融再生委員長にもお越しいただいておりますので、ひとつ簡単に、イエス、ノーでお

答えただければ結構なんですけれども、この再評価によって得た資金で先般注入された優先株というのが、その理屈上は多分消却できると思ふんですが、そういう理解でよろしゅうございしますか。

○政府委員(森田治君) お答え申し上げます。

今回の土地再評価法改正案の趣旨からすれば、先生御指摘のとおり、再評価差額金というものを商法の特例として資本の部に計上することになりますので、この法案が通過した場合には、当三ヶ月におきましてその資本の部に計上されました再評価差額金を使用して当方が注入に際して購入した優先株というものを自己消却することはできるわけでございます。

ただ、今回の公的資金注入の目的は各金融機関におきましての資本の増強ということにあるわけでございます。この再評価差額金を使って自己株式の消却を行った場合には当然資本の部の額というものは減るわけでございます。それに伴つて自己資本比率も減つてしまふということ、現在各金融機関が目指している方向とは逆の方向になるわけでございます。それを各金融機関がどう考へるか。いずれにしても、各銀行の資本政策に係る経営判断の問題でございますけれども、当面すぐこれをやるということには我々の行った目的と正反對の方向の形になるのではないかと印象を持っております。

○浅尾慶一郎君 もう一点だけ、金融機関絡みで伺わせていただきます。

先ほど発議者の方から、改正前ですとこれが含み益の四五%しか算入がでなかつたというところをお答えいただいていたんですが、仮に改正後、含み益の六割を資本金に入れられるということになりますと、かなり効果が違つてくるのかなと。しかも、ティア1とティア2の違いというのが出てくると思ひますので、かなり効果が違ふんではないかなというふうに思ひますが、そうすると今回の改正が金融機関に与える影響というのは見かけ上の自己資本が厚くなるのではないかと。理解なんですけれども、その点についてはいかがですか。

○政府委員(乾文男君) 今のお尋ねの点でございしますけれども、金融機関におきまして土地の再評価を計上した場合には、これはパーゼルの自己資本比率規制上の話でございしますけれども、これは自己資本のティア2に、さらに言いますとアップティア2と申すものでございしますけれども、ティア2に算入すべきものとされておりますこと、したがって金融機関についてのみ見ますと、自己資本比率の計算上、今回の改正によって特に差が生じることはないのではないかと。いうふうな考へております。

○浅尾慶一郎君 そうすると、金融機関にとつてみると、再評価で得た利益で、利益という見かけ上の利益で株式を消却するというのはパーゼルの間でいへばかなり論理矛盾があるんじゃないかなと思ふんですが、ちょっと発議者に伺ひたい。

○衆議院議員(大原二三君) 今の御質問の前に、まず先ほどの御質問の内容であります。

私も先生と同じように、利益準備金を入れたら一〇〇%ティア1に入れていいんじゃないかと議論をしました。ところが、今答弁がありましたように、各国の事例を見ますと、イギリスのものもフランスのものもドイツのものもやはりティア2だといふふうに当局は固執しております。私はまだ自分の考えを捨てていないわけでありまして、私はこれからパーゼルの議論をさせていただいてもいいんじゃないかな、こう思つております。

それから、おつしやうしたとおり、これは金融機関の株式消却というのが本来の目的ではないわけでございます。金融機関以外の企業の消却要請には資本準備金で今までやってまいりましたが、やはり限度がありますので、そのサポーターとして何らかのお役に立てるんではないのかなと。約四百社の方が、私は四十社の間違いじゃないかと思つたら四百社でして、上場プラス店頭会社で三千社ありますが、そのうちのアウトで四百社が消却をおやりになつてゐると。

消却をやるについてはキャッシュフローが要るんですね。だから、やる会社はお金がないと實際問題としてやれないので、おつしやうとあり、どれだけ効果があつるか。さつき質問がありましたが、正直言つて今のところははっきり答えられませんが、そういう要請も一部ございしますので、おたえしたというのが案でございします。

○浅尾慶一郎君 時間の関係で最後の質問にしたいと思います。ただいま大原先生の方から御指摘いただいた、どれだけの助けになるのかなと。

私もちょっと考へてみました。一つ可能性としてあるのは、事業会社同士がお互いに持ち合いをしていただくと、どれぐらいの可能性があるかわかりませんが、それでも、していただくと、それぞれが土地の再評価を出せばその再評価によって持ち合い株式を相殺していく。現金を一たん借りて、返せばいいんですけれども、そうすれば現金、キャッシュフローがなくてもできるのかなというところで、この仕組みをうまく使えばいゆる企業の持ち合い解消にも現金がなくても使えるのかなというところで、大変さういう面では評価できるんじゃないかなというふうに思つております。

この点、最後の質問になります。発議者の方に御所見と、それからさういふことを行った場合に、私の理解では税法上全く問題はないと思ふんですが、なぜ問題がないかというところ、現金を入れてその現金で相手が持つてゐる自分の株を買ふということをお互いにやるわけですから税法上問題がないという理解なんです。発議者の方にお答えいただければと思ひます。

○衆議院議員(大原二三君) 私も先生と同じような考へ方を持つていたわけですが、等価交換だから課税しないじゃないかと。ところが、今の税法はそうならないで、株をやつちゃうということはみなし譲渡課税がかかるんです。現金で買って株を上げるということになりますと、時

価でやるわけですから、取得価額との差額がみなし譲渡課税になっちゃうと。だから、それをやるという場合には非課税にするという規定を入れないと現行法ではできないようであります。

ところが、不動産については一部できるんです。おかしいんです、そこは。私は税務当局じゃありませんから、おかしいことははっきり申しますが、何かできそうな感じだなという印象だけは先生と同じように持っているわけでありまして。

○政府委員(森田好則君) お答えいたします。現行法の取り扱いでありますけれども、二つの面があると思うんです。

まず、自己株を売却した側、発行人の方の課税関係であります。これにつきましては、法人税法上、会社更生法の規定に基づきます場合などの特定の場合を除き、資産の再評価益は益金の額に算入しないこととされております。土地再評価法に基づく土地の再評価はこの特定の場合に該当しないため、その評価益は益金の額に算入されないという形になります。また、その自己株の売却につきましては、それ自体は損益は生じないために発行人に課税関係は生じないということになります。

もう一方の売却に応じた株主あるいは残存株主についての税の取り扱いを現行法上申し上げますと、売却に応じた株主はその売却株式の売却につきまして原則として譲渡課税またはみなし配当課税ということになります。それから、売却されなかった株主、いわゆる残存株主に対するみなし配当についてはその時点では非課税です。ただし、法人株主についてはみなし配当として申告するということも選択できるというようないくつかあるというところでもあります。

○浅尾慶一郎君 終わります。

○浜田卓二郎君 何を質問してよろしいかちょっと迷うんですが、平田議員から先ほどいろいろ御発言がございまして、ほぼそういう線に沿った質問になろうかと思っております。

私は昨年の立法のときには議席がございませんでしたので議論に参加しておりませんから、ちょっと昨年とことしの関係というのがよくわからないところがあるんですが、どうも先ほどの御説明を聞いておきますと、再評価差額は本来資本の部に計上していいはずだと立法者は考えておられた。ところが、将来、税として実現したときに、つまり税の支払いに充てる部分がある、いわば負債性のものがあると。だから、まとめて資本の部に計上するわけにはいかなかった、だから負債の部だという御説明だったんです。

しかし、今回も資本の部に計上するのはその負債性の部分は差引いていくわけでしょう。だから差額を資本の部に計上しなきゃいけないと書いてあるわけで、去年の立法のときもそういう処理は可能だったんじゃないですか。

○衆議院議員(大原一三君) 私もそのつもりで立法したわけですが、先ほど申しましたように、法務省ともいろいろ議論するし、大蔵省とも議論したのであります。四六％は負債だからとありえずは負債の部に入れておいて、再評価が終わった後、前回やりましたように、やはりこれは利益剰余金の性格のものであるからいずれば資本の部に計上しなきゃならぬだろう、この辺の感覚でおりました。

確かに昨年の立法のときも、資本の部に入れるべきではないかという御議論が一部の先生からありましたが、私もそれに共感したものでありますけれども、立法者の建前上、はい、そうですと言わなければいけませんので、やはり今までの大蔵省や法務省の意見も聞いてやらなきゃいかぬ、こういうことであります。いよいよ本来の姿にこれで返せるんじゃないか、こう思っております。

○浜田卓二郎君 何かそうだろうなという気の反面、いかにも不見識だという気がするんです。つまり、昨年やったんでしょ。昨年の議論はどうも不十分だったからこしそれをきちんとしますというところであります。なぜ今どうしてもそれをやらなければいけないのか。

税効果会計という考え方が企業会計原則の中にことしから入ったというのは、一つの口実というか理由にはなっております。だけれども、今私が伺ったのは、それが決定的な理由であるならば昨年はそれができなかったという答弁になるはずであって、昨年できたのにやらなかったということであらば、ことしは考え方をちゃんと改めてやり直す、去年立法したのはいいかげんな議論でしたからことしはちゃんとしますというのでは、ちょっと立法府としては私は不見識じゃないかというふうに思うんですが、どうですか。

○衆議院議員(大原一三君) 実は私も主税局というところへ動いたことがありまして、ちょうど入ったころに資産再評価法というのができたわけでありまして。その際も、資産再評価積立金という負債性が資本性かわからない積立金になっていくわけなんです。このままではいけないわけございまして、二十九年度で資産再評価が一段落した後に、資本へ組み入れるという法律を出しております。

そういう経緯もありまして、私は法務省や大蔵省の議論に同調したわけでありまして、いずれば前回同様これは資本の部に組み入れる性格のものである。したがって、昭和三十年からならだら組み入れさせたいんです、任意に。これではおかしい、いつまでも宙ぶらりんにしておくのはということで、四十二年に残った分全額を資本勘定に組み入れたいという法律を出しております。以前の経緯も見ながら、そういう判断を私もさせていたいたわけでありまして。

○浜田卓二郎君 その点はそれだけしておきます。

それでは、資本の部に繰り入れた分で自己株を売却してよろしい、任意で。自己株売却の目的というのは、先ほど平田委員から緊急性という必要性が余り納得できないというようないくつかありました。

私なりに考えてみますと、これは株価対策にはなるんですが、つまり、発行済み株式数が減るわけですから、論理的には一株当たりの株価が上がる。

る。これも私の読んだ知識にすぎませんけれども、ストックオプションがもっと一般化しておいて、自社株を保有している社員がたくさんいるというような企業、マイクロソフトなんかはその典型的な企業であると言われておりますけれども、そういう企業では利益が出ると配当しなくても、自己株売却をするんだそうです、多くの場合。そうすると株価が上がる。だから、それは社員に対する一種の利益配分になる。

極端に言えば、アメリカにおける株式マーケットというのは資金調達から利益配分の場到现在までずっとあるというふうな、そういう特徴づけを指摘する向きもあるようなんです。つまり、自己株を売却するということをお奨めして、全体に低調をきわめている株式マーケットに活を入れる、そういう目的がありますか。

○衆議院議員(大原一三君) お説の議論がもう一方の立法のサイドであったわけでありまして。自己株売却の議員立法と私の方は資産再評価のための議員立法、この議論の間に若干ずれ違いがあつたことは事実でありまして、私の方はいずれかといえは金融機関の自己資本の充実のためにやってあげよう、こういう措置でありました。一方の法律は、過剰株を売却することによって景気が低迷しております資本市場に株価対策上プラスの効果が出るのではないかというものが売却法のねらいであったと思うんです。したがって、そのねらい同士が昨年はずれたのであります。ことし初めてドッキングできたという法律改正であります。

○浜田卓二郎君 昨年の議論の不十分さをいわずにせよ補う改正である。別にそれで反対だという意味じゃありません、議論としてはそうなんだと確認をされているわけです。

しかし、日本の場合にはまだストックオプションというのがそれほど一般化していないというか、少なくとも累積をしていない。それと、果たしてサラリーマン社長の会社でそれほど株価対策

というのをアメリカのように考えるのかなど。株主総会の前は大幅さるようだけれども、一般的にそう言えるのかなと、オーナー企業は別にしまして。

それと、後で問題にしますけれども、土地再評価自体が任意性である、やってもやらなくてもいい。今回の自己株売却ももちろん任意性である。どれほどのインセンティブがあるのかなという気がするんですね。だから、株価対策としてもそれほどの効果は期待できないというふうに思えますね。そう思っています。

○衆議院議員(大原二三君) 本音ばかり言うとかかわれるので、余り本音は申し上げたくないのではありませんが、実は今総務庁長官になっている太田さんがその方の立法の担当者であつたわけでありまして。これは先ほどおられた宮澤さんが金融システム改革のための委員会での議員立法を認められて、株価対策としてやろうという考え方であります。

さつきも申しましたように、これはお金が要るんですね。ストックオプション制度が普及しておいて、銀行株がかなりの部分で認められておればそれと落とせるのでありますけれども、先生おっしゃるとおり、そういうシステムはまだ普及していないという状況の中でやりますと、キャッシュが要って、それを買ってきて売却するわけですから、やはりかなり限界があるわけでありまして。それにもかかわらず、法務省に調べていただいたら、売却をした企業が四百社もあるということでありまして、やはりそれなりの効果はあったんだと思っております。

浜田先生からさつきさういふ御質問でありますから、はつきり申し上げますが、これは私も関与しておりまして、日本の持ち合い株というのは正直言って護送船団なんですね。金融だけが護送船団じゃなくて産業会社そのものが株の持ち合いをして助け合いをやっている。したがって、配当率はお互いさまですから低い方がいいわけですね、持ち合い株の場合は。それで個人株主が一方で犠

牲になっているというのが日本の資本市場じゃないのかなという感覚を持っています。いざいまして今申し上げましたような新しい政策を仮に打ち出すとすれば、その政策の方がはるかに効果は大きいと、これに比べれば、私はそう思っております。

○浜田卓二郎君 大原立法者の持論は私も承知しておりますし、そちらの方が興味あります。しかし、きょうはその議論ではありませんので、この議論をもう少し続けたいと思います。

土地の再評価というのが去年立法されて、四兆円ほどの再評価益が出た。これは大したものだと思つていらつしやるようだけれども、そうなんです。さつきさういふ手段ができたんだから、もっと再評価が、三千社もある中でたつた四兆円なのというのが率直な感想なんですけれども、どうですか。

○衆議院議員(大原二三君) 私のもっと出るんじゃないのかなと期待をしておつたわけでありまして。これは二年間の時限立法でございまして、最初やつたのが金融機関だけで四兆円出た、ことしどれぐらい出るのかなと。

ある銀行の実態を聞きまして、何千筆とあるんだそうですね、土地が。これを集約するのに大変な手間が要ると。後で御質問があるんだらうと思つていますが、現在、不動産鑑定士を使って限りなく時価に近いことをやると二年間では間に合わない、こんな話であります。したがって、仕方がないから地価税に使つたいわゆる路線価基準、地価税のものを使って出しましたという便宜的な手法をとられたところが大部分のようであります。あとこのところは、地方銀行さんでございまして、ども、かなりまだ残っているようでありますので、幾らかまだ今後出るのかなと。

四兆円が大きいのか小さいかでございますが、四五%、つまり約一兆円が自己資本に算入されたわけでありまして、今回の資本注入は七兆四千億、それに比べれば一兆円というのは国の税金を使わぬでよかつたなど、私は正直言つてそんな感じを

持っております。

○浜田卓二郎君 時限立法でやって、今年一年延長するわけですね。しかし、全体としてもごく限られた期間でやる。それにしても宣伝が足りないよということをお話を言いたいたいです。

会計士の何人かに聞いてみましたけれども、企業でこれを知つていて本気でやろうというところが少ないという感想も聞きました。だから、いい制度であればよく知らしめるべきですよ、今回のもので自己株の売却ができるんだよというのを。そうすると、あるいはこれはいい手段だと思ふ企業があるかもしれない。そうすれば、立法者のねらいも意味が出てくるわけで、わずかな時間ここで議論しただけでは、新聞だってほんのちよつぱりしか書きませんよ。それだけで終わってしまうというんじゃないかと、ひとつ政権党という立場も大いにお使いになって、少しPRされたらどうでしょうか。

それともう一つ、最後の質問ですけれども、今も大原さんがおっしゃつたのと同じことなんです。評価額とか路線価とか公示価格とか、それから鑑定士評価額とか、何か五通りあるということなんです。どれでやってもいいよということなんです。ところが、それぞれ考えてみると、鑑定士の評価額と固定資産税の評価額、固定資産税評価額が一番低いでしょう、多分。こんなに差があるんですよ。だから、再評価しましたといつても一律じゃないというのが一つです。

それから、さつきと同じ問題になりますけれども、再評価する会社としない会社に分かれてしまつておつたわけでありまして、ある会社は含みを持っていて黙つてぶつ倒れるのかもしれない、ある会社は含みを出してこうだということでもマーケットは区々なんですね。だから、こういう制度があることによって逆にディスクロージャーという面、あるいはマーケットでの情報という面においてはかえつてわからなくなつてしまふ。

だから、私は、そこまで言つていいのかどうかわからないけれども、例えば時間がかかるというお話はあるけれども、何でも時間がかかるから腰だめでいいという議論にはならないわけであつて、やはり時価というものを大事に考えるのであれば、もう鑑定士評価額だけにしろと。聞くところでは、アメリカは再評価はそれだけでやつていふという話も聞いた気がいたしますし、それからもう一つは再評価を一定の時期に義務づけてしまふ、必ずやれという手法だつてあるだろうと思ふんです。

いずれにせよ、これからあらゆる行政がルールづくりとウオッチになる、あとはマーケットだといふふうになんなんソフトしていくわけですから、私はディスクロージャーという面でも今回の制度というのはもうちょっと再検討の余地がある、そういうことを申し上げ、感想を伺つて、質問を終わります。

○衆議院議員(大原二三君) 今おっしゃつたことは確かにいろいろこの制度の問題点を十全に御指摘いただいていると思ふんです。

ただ、現在法律がいついあるが、時価とは何ぞやというのを定義しているのは一つもないんですね。固定資産税も時価と書いてあるし、地価税も時価と書いてあるし、相続税も時価と書いてある。一物三価か四価が実態なんですね。ですから、時価と書いておけばよかつたのであります。しかし、それでは余りにも不親切だと。だから、一番的確なのが今おっしゃつたように不動産鑑定士で限りなく売買実例に近いもの、その次に正確なのが国土庁の公示価格、これが時価であります。

しかしながら、宮崎の場合、私の郷里であります。五つしかポイントがないところから公示価格を援用するわけにもまいらぬと。相続税の評価基準は全国一律でありますから、それをお使いいただくかなと。いろいろありましたけれども、結局、地価税が目前にございまして、あの評価

を援用して早くやろうという会社が大部分であったようでございます。

お説のように、これから時価会計ということも出てくるわけでございますし、さっきも申しましたが、日本の土地評価額は時価との乖離が余りにも大きい、この辺を今後どう考えたいか。

強制につきましては、これをやりますと評価損の会社が大部分出てくるので、これはやってもらった方が本当はいんですね、私の会社はこんなことをやりまして申しわけございませんでしたというのがわかってしまふんですから。だから、流通企業はほとんど出ないですね。デパートは片っ端からおつくりになっているから、時価評価をやりますと評価損が出ちゃう。したがって、貸借対照表の資産が減価するわけでありまして、強制というのはその辺ではいかがなものかなという議論もさせていただきます。経緯があります。

御意見ありがとうございます。

○浜田卓二郎君 終わります。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。

昨年の議論ということで今もございましたが、昨年は衆参とも法務委員会ということでありました。私も会議録を振り返って見ましたが、質疑におきまして、また参考人質疑がそれぞれありました。土地再評価法として自社株式消却法のいずれにおきまして、商法あるいは企業会計の原則からいってさまざまな問題があるということが指摘をされていたと思うんです。

しかも、商法の根幹にもかかわる改正であるということでは、今回は議員立法ですから別ですけれども、本来、法制審議会にかけて十分に審議をしてやるべきなのに短時間でやったといううなことを含めて、昨年来の評価は大方そういうことになっているのかなというふうに思うんです。にもかかわらず、目的があつて、必要があつて去年ああいう形でやられたということなんでしょうか。

○衆議院議員(大原一三君) 法制審議会云々は御意見のとおりだと思ふんですが、あそこの審議会は一審短くて一年、これではとても当面の政策に間に合わないということで、議員立法でお願いするしか方法がなかったわけでありまして。

お説のように、法務委員会です。これは本筋じゃなかったんです。去年は大蔵委員会が金融改革でラッシュアワーでございまして、どうも三月三十一日に間に合ひそうでないという国対が勝手に法務委員会に持っていったら、それで私はどこでもいんですからそこへ出席をさせていたのだ。共産党さんからも厳しく、これは何で大蔵委員会なんだと。もともと資産再評価法というのは大蔵委員会です。その中で、やうと本封じりがございまして、そういうことで御議論をいただいているわけでありまして。共産党さんの御指摘もたくさんいただきましたが、どうかひとつよろしくお願いしたいと思ふんです。

○笠井亮君 時間の関係もあり、当面の貸し渡り対策などのために限られた政策目的があつて臨時の措置としてやうたというお話だと思ふんですけれども、そういう形で臨時的な措置をとってやうたのだらば、その目的が達成されたかどうかというのが当然検証されなさいかなと思ふんです。

貸し渡りということについては、衆議院でも議論がありましたが、昨年からことしにかけての貸し渡りの現状は事実を見ても明らかだと思ふんですが、解消というよりもむしろ依然深刻だと思ふんです。それから、株価への効果を見ましても、昨年三月末の株価というのが政府が考えていたような一万八千円台にはほど遠かった。一昨年のストックオプションでも、決めたけれども実際は実行されなかったということだと思ふんです。

では今回はということを見ますと、土地の再評価差額金で自己株の消却を進めようということですが、先ほどもありましたその目的というのは

は、何っておりますと、過剰株の消却を推進して株価を維持する、それに加えてROEを上げようということも含めて、そんなことを考えていらっしゃるということでしょうか。

○衆議院議員(大原一三君) 株を消却すれば株価はそれだけ上がるというのは理屈だろうと思ふんです。アメリカで今かなり積極的に行われているというふうなことも私はそういう意味だろうと思ふんです。

いずれにしても、私の方のねらいは、金融機関の自己資本をふやして、これは本当は私はティア1に100%入れていいんじゃないかと。言つたんです。ところが、金融当局は非常に弱気でありまして、四五%しか入れない。先ほど浜田先生もおっしゃったんですが、四兆円という数字が多いのか少ないのかという議論ですけれども、私はやはり期待より少なかったと思ふんです。

いずれにしても、四兆円出たわけで、それが自己資本比率をアバウト二兆円押し上げる結果になつたわけでありまして、これだけで貸し渡りが全部なくなるといふのは、やっぱりここへだけ貸し渡り対策を持ってこられてはちよつと過酷じゃないのかなという感じがいたします。

○笠井亮君 今回の問題について具体的に伺つていきたいと思ふんですけれども、既に四百社が自己株の消却をしたということで、今回も要請がある企業は潜在的にあるだろうというお話がありました。

今回の改正によって、どれぐらいということ、大ざっぱでもいいですけれども、具体的にはどういふ分野の企業といますか一般事業会社か事業用土地の再評価益の一部を自社株消却の原資に活用するといふふうに見込んでいらっしゃるか、その点はいかがでしょう。

○衆議院議員(大原一三君) 正直に言つてどれぐらいになるか、私は数字的な見当はつきません。しかしながら、これによって、昨年は金融機関は再評価いたしました。一般産業界の再評価のメリットについて、浜田先生もおっしゃったように、PRが足りなかつた面もある。ことしは自己株消却という誘因もできたので、一般企業がおやりになる面がかなり出てくるのではないかなと思つております。

私のところにもある産業団体が来られて、今まで聞きもしなかつたところが、ぜひこれをやってくださいというお話がありまして、その会社は自社株の消却をおやりにするために資産再評価をおやりにする。さらにまた、昨年PRが足りなかつた面も確かにあつて、こういう資産再評価があれば、企業成績は悪いんだけど、資産内容を顕在化して金融機関からの借り入れも潤滑にしたいという企業の中にはあるようであります。

それぐらいのことはわかるのであります。数字的にどれぐらい消却が出るだろうかということ、去年も予想が立たなかつたわけでありまして、結果は四百社程度出た。ことしもそれ相当の会社がおやりになるのではないかな、こう思つております。

○笠井亮君 先ほど、バブルのときに大分膨らんだところなんかは無理だろうというふうなお話もありましたし、かなり昔からそういう事業用土地を持つていた分野といふのは大体ある程度想像がつくのかなというふうには思ふんですけれども、ちよつと具体的に見てみたいと思ふんです。

鉄が土地の再評価をした場合にどういうことが起こるかというのを考えてみたときに、効果があるかもしれないけれども副作用もあるということではないかと思うんです。

例えば収益性の目標であるROEをとってみますと、土地の再評価で自己資本が上昇する分、ROEが低下する。昨年のある試算を見ますと、新日鉄ではROEが二・四％から〇・五％、それからNKKの場合は三・五％から〇・九％に著しく低下するとの指摘もございます。新日鉄でいえば、そのうちの一部を自己株消却に充てたとしても、再評価差額は三兆円を超える巨額になると。大変な額がいれば実体もないのに残るといふことになりまして、自社株を消却してROEを上げたという気持ちはあるかもしれないけれども、そのために土地の再評価差額金を使うということになると、今度は逆にROEを下げるということにもなりかねないというか、この点は矛盾があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○衆議院議員(大原一三君) お説のとおりだと思います。もうかつていない企業がこれだけたくさん出したら、資本利益率は余計下がるわけでごさいますので、株も下がってしまうという矛盾がやはり出てくると思うんです。

おっしゃるとおり、株価対策で消却するのなら、ROEが下がり過ぎると株はむしろさがるので下がってしまうので、効果がゼロということに私はなると思っています。にもかかわらず、やりたい企業が四百社あったようでありまして、これからこういう誘因が、銀行はやりたいたけれども、そのほかの一般産業にどれだけ及ぶかということはやってみなきゃ正直言ってわからないです。やってみてくれという人の意見だけはわかりますけれども、全体としてどれぐらい波及効果があるのかということについては、さっき浜田委員にも申し上げましたが、持ち合い株式の解消にはそれほど大きな効果は期待はされません。これはいづれやらなきゃならぬことを繰り上げてやるわけ

でありますから、もしそういう動きがあればその会社はこれを利用していただけるな、こういう判断であります。

○笠井亮君 ROEの問題だけじゃないと思うんですけれども、不良債権の直接償却ということ、例えばバブルセールのような形で不動産を安く値でどんどん処理すれば、地価の下落傾向が進むことは容易に予想できます。下落が続いたら土地再評価による含み損もふえてしまう。この点でも逆効果を生むということにもならないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○衆議院議員(大原一三君) 議論がどうも私には余りよくわからぬ点があるのでありますが、資産再評価をおやりになれば損が出るというは、いあるんですかね、さっきも申しましたように。しかも、これはつまみ食いができないようになっていいます。含み益の出る資産だけを評価して出す含み損は隠すということではできないことになっていいます。それは企業会計の建前上当然だと思うので、悪いことをした、言葉は悪いですが、バブルのときに買った企業はこの方法を使いようがないんです。だから、バブルのときにまじめに買った企業は再評価益が出るな、そんなことに産業界の場合はなるんじゃないのかなと思います。

金融機関の場合は余業禁止になっていいますから、不動産をやたらから買っていくという動きもありませんで、割に評価益は出るのではありませんけれども、おっしゃったように装置産業はかなり損が出ると思うんですね。しかし、おやりになってプラスになるのかマイナスになるのか、そこを強制するわけにはまいりませんので、任意でおやりください。これは戦後の評価がそうでございまして、そういう立場でお願いをして

ているわけでありまして、

○笠井亮君 伺っております。実際これをやってみると効果があるかどうかというのはなかなか見えない。しかし、要請がある、これを使うところがあるということ、それにこたえようじゃないかというお話だと思うんですけれども、商法の監

査特例法人である大企業、そのうちで実際にこれをするというものは本当に一部なのかなということになりますと、それだけを対象にして、そのためにということで二百五十万から三百万あると言われている法人全体に商法の原則にかかわるような変更をこういいう形でやってみようかというふうな私には思わざるを得ないということを申し上げたいと思うんです。

さらに伺っていきたくんですけれども、先日、国土庁の公示価格が発表されました。土地の値段が依然として大幅に下落をしている。そういうときに、この未実現の、帳簿上だけの土地再評価差額金を使ってしまえば、含み損はきっちり計上するということですが、自己株消却で使ってしまうと下り分はどこからか手当てしなきゃいけないんです。

そこで、取り崩しの限度を三分の二ということでお話がありました。将来の土地の減価に配慮したという形で御説明もあつたと思うんですけれども、三分の二とした根拠もいいたすか、これは四分の一でもなく二分の一でもなく下落分を三分の一にした根拠というのはどういう点にあるんでしょうか。

○衆議院議員(大原一三君) これもまた大変難しい質問であります。半分がいいのか三分の一がいいのか、その辺は非常に判断に苦しむところでごさいます。最近出ました地価公示を見まして、かなりまだ地価というのは動いているな、底値という議論も一部にございまして、底値じゃなかったなと。これから先どうなるかわかりませんが、大体三分の一というところと三分の二あたりから、その程度のことを含んでおけばいいんではないのかなと思っております。

この前の資産再評価を見ますと、あのときはそんなことはお構いなしに一〇〇％資本勘定に入れているわけでありまして。個別企業にとっては、資産再評価はしたけれども企業経営が悪いので資産内容が劣化したという企業もその後にあつただろうと思うんです。そういうことはこの前の資本組

み入れではもう既にのみ込んでしまっているわけで、リザーブを考えるとというような手法はとられませんでした。したがって、今回は正直に、下がることもあり得べしということと三分の一をリザーブさせていただいたわけでありまして。

果たしてそれが的確であるかどうかは今後の動向を見ないと正直言ってわかりません。

○笠井亮君 法律で書くわけですから、やっぱり根拠があつて、そして的確だということに客観的に見られるものでないかというふうに思うんです。法務省、この三分の一という決定については、これ的確なのかどうかという点ではどういふうにお考えですか、三分の一というふうなことで出ていますけれども。

○政府委員(細川清君) 三分の一の根拠についてお尋ねでございますが、これにつきましては、提案者におかれましては現下の経済情勢その他を勘案され高度の政策的な判断でお決めになったものと私どもとしては了解しております。これについて法務省事務局として御意見を申し上げる立場にないということでごさいます。

○笠井亮君 高度の政策的な判断ということでは、実際に法律ができてしまつたというふうなことは、実際に法律ができてしまつたときに動かすのか、これは本当に大きな問題が残るんじゃないかと私は思っています。

仮に土地再評価を行うにしても、自己株消却をするにしても、いづれにしても商法あるいは企業会計原則の根幹にも触れるような中身をやるうとするわけですから、冒頭にも申し上げましたけれども、やっぱりこれはじっくりとやるという側面が極めて大事だと思ひますし、慎重に検討すべき問題がある。今回二つのことを結びつけて、高度の政策的判断ということを優先させて、そしてこういう形で立法をし改正をするということについては、私は今後のことを考えましたときに極めて大きな問題があると言わざるを得ないということ、最後に申し上げて、質問にしたいと思ひま

す。

終ります。

○三野榮子君 社民党の三野榮子でございます。

土地再評価とBIS規制につきまして質問をいたします。

まず、金融監督庁にお伺いいたしますが、昨年破綻した日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行は平成九年度末に土地再評価法に基づきまた再評価額金を計上していないということでございます。この理由は両行のティア2が自己資本比率規制上の上限まで達しておりまして、したがって再評価額金の計上が自己資本比率の向上につながらなかったためと言われておりますけれども、そのとおりでしょうか。

○政府委員(乾文男君) 昨年制定されました土地再評価法に基づきまして再評価を行いますかどうかというのはいくまでも各企業の経営判断にゆだねられておりますことから、当局としてその理由を申し上げるべき立場にはないわけでございます。

そこで、一般論として申し上げますと、土地再評価を実施した場合に、金融機関の場合、自己資本比率が増加するメリットがあるかどうかということになるわけでありまして、まず当該金融機関に土地の含み益があるかどうかということとその金融機関にとって一つの判断にもなるわけでございます。それから、あるとした場合に、ただいま先生御指摘のように、土地再評価差額金が算入されず、ティア2にいわば空き枠があるかどうかによって決まってくるわけでございます。そして、あつてもやらないところもあるのかもしませんけれども、以上のようなことから、各金融機関の経営判断として行われることとございまして、事情は区々であるということをお答え申し上げます。

○三野榮子君 そこで、本法案が施行された後のことについて金融監督庁にまた伺いたいんです

が、金融機関の自己資本比率を計算する際の再評価差額金の扱いは従来と比べてどのようなものになるのでしょうか。

○政府委員(乾文男君) この自己資本比率の規制上、パーゼルの合意では従来からこの土地再評価差額金につきましてはいわゆるティア2に算入すべきものとされておまして、昨年、この法律が制定されましたときから、私どももその国際的な合意に倣いましてそのようにしてきたところでございます。

今回の改正案は、土地の再評価差額金を資本の部へ計上し、あるいはその期間の延長をするというものでございまして、金融機関の自己資本比率の計算上に限りますれば基本的に差異が生じるものではないというふうに考えております。

○三野榮子君 それでは、大原議員にお伺いいたします。

土地の含み益のうち資本の部に計上される分がティア1に算入できるようにするならば、ティア2の上限も大きくなって、金融機関の自己資本比率の上昇に資するということになるわけでございます。

○政府委員(大原一三君) 今までは負債勘定でありましたから劣後債と同じような取り扱いで四五％、これで仕方がないのかなと、今度は利益剰余金勘定に入れるんですから一〇〇％でいいんだらう、こう思っていました。なかなか金融当局は、パーゼルの折衝も残されておるし、やはりいきなり私が言うように一〇〇％という返事が、相手のあることでもありますし、出ないようでありまして、私はこの辺は金融当局の判断にお任せしたい、こう思っております。

○三野榮子君 そこで、大蔵大臣にお伺いしたいのですが、今両方の御意見を伺ってまいりましたけれども、BIS規制につきましては、従来から八％という数値の根拠やリスクア

セットの算出方法につきまして見直しを行うべきとの意見が根強いようでございます。

来月中旬にもBISのパーゼル銀行監督委員会において新しい自己資本比率規制の中間報告が発表されるという報道がございましたが、その内容はどのようなものでしょうか。また、我が国の金融当局といたしましては、これまでの内外の論議を踏まえましてどのように対処していくおつもりなのか、お伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 後ほど政府委員から補足をしますが、聞くところによりまして、民間企業に対する自己資本比率規制につきまして、民間企業に必要とする信用リスクの積算が画一的なものになつていないか、あるいは最近の金融技術の進展に必ずしも適合していない面があるというような指摘がなされておりましたので、これを受けてパーゼル銀行監督委員会において抜本的な見直しのための議論が行われていると承知をいたしております。

このパーゼル銀行監督委員会における議論には我が国からは金融監督庁が参加をいたしておりますので、その方から具体的な内容につきまして御説明を申し上げます。

○政府委員(乾文男君) 今の大蔵大臣の御答弁を補足して御説明させていただきます。

パーゼルの自己資本比率規制の見直しにつきましては、現在パーゼルの銀行監督委員会におきまして市中に協議する案、パブリックコンサルテーションと申しますけれども、それについての議論が集中的に行われているところでございまして、議論がまとまりますれば、近々たたき台的なペーパーが公表されまして、そのコンサルテーション、民間金融機関からの意見を聞くという段取りになるようでございます。

その際、パーゼル銀行監督委員会におきましては、民間の銀行界等からのコメント期間を十分に長く設定しまして意見を求めることとしており、その後各国から出された意見を踏まえまして一層の検討が進められていく予定になっているわけ

でございます。

現時点で市中に協議されます案の具体的な内容につきまして申し上げることは困難でございますけれども、一般的な話として申し上げますと、現行のBIS規制につきましては、八％の自己資本比率規制を銀行に求めているわけでありまして、その際、まず第一に信用リスクについて、現行の制度が信用リスクのとらえ方が画一的であると。民間企業に対する与信であれば一〇〇％というところになっているわけでございますけれども、それを個々の銀行資産の信用リスクの違いを十分に反映した計算方法とする必要があるかどうかという点が一つです。

それから第二番目に、リスクアセットの算出方法につきまして、最近の証券化でございますといろいろな金融技術の進展に必ずしも追いついていない面があるのではないかとということから、そのためにともすれば人為的に規制回避行動が発生しているのではないかと、そういう問題意識に立ちまして検討を行っているというふうに承知しております。

そのような検討が進み、先ほど申しました協議案が公表されてまいりますわけでありまして、今後、私どももこのプロセスに乗りまして引き続きこのパーゼルの議論に建設的に参画していきたいというふうに考えておるところでございます。

○三野榮子君 よりよい方向に検討されることを期待いたします。

○星野朋市君 大原先生に、この再評価法が産業界に適用される場合、この一点に絞ってお尋ねをしたいと思っております。

先ほどからも御説明がございましたけれども、この再評価法が昭和二十年代に行われたときに、再評価税はたしか六％ですか、要するに再評価税六％という問題があったために、普通の事業会社は償却資産を主に再評価したわけですね。土地はそのまま残してしまつた。ですから、特に戦前から

の事業会社でかなりの土地を持っているところは評価額が現在までもうほとんどゼロに等しいような会社もあるわけでございます。

それで、その後これはなかなか再評価が進まないという形で参りまして、バブル期の前に一時日本の輸出額がかなり大幅に増加したときに海外から批判が起って、日本の産業界というのは基本的にダンピング的な性格を持っておると。ところが、それで赤字を出したとしても、土地をちょっと売ればもう大部分その赤字を埋められてしまうじゃないか、こんな批判があった。私なんかは、大店舗法、そういうものの規制解除、その後に多分ここら辺の問題が海外から起ってくるんじゃないかと予想しておったんですが、バブル期に入って各社ともかなりなエクイティファイナンスなんかをやって、自己資本の面ではかなり増加した経緯があると私は思っておるんです。

ところが、戦前からストックのある会社、ここら辺は逆に言えば成長性の低い分野をかなり抱えているというふうな状態で、一番典型的な例は、片倉製糸が香港資本におまのところは何をやってるんだと言われて脅迫きみに株を買われた、こういうような事件もあったやに私は記憶しているわけです。

今度、金融界の自己資本充実とかそういうことでなくて、資本再評価をやって、いわゆる産業界の含み益を出させ、同時に産業界が今抱えている設備過剰、一般的に約三割過剰だと言われるこういうものの価値を片方でやれないかと。

自己株の消却という問題が先ほどから問題になっておりますけれども、さらに年金の不足のために自己株の提供というふうな一つの方法もあるわけですが、事業会社が抱えているいわゆる含み損または設備過剰の分、こういうものを表に出して、それでしかる後に資本剰余金、利益準備金、ここらを取り崩してそういうものを消却させる、こういうようなことが考えられないかと私は思うんですが、いかがでございましょうか。

○衆議院議員(大原一三君) おっしゃる議論はよくわかるのでありますが、これを使って消却をされた場合、税金がかかるんじゃないかと思えますね。その辺の問題がクリアされないとなかなかこの消却も進まないという感じを持っております。

おっしゃるとおり、先ほど固有名詞で御指摘があったんですが、繊維産業等は町の真ん中に大体お持ちになっているんですね。含み益が物すごくあるんですが、ただ、企業の利益率が非常に低いところへ資本だけふやしますとさらにまた下回るわけでございまして、その辺が非常に痛しかゆしと、資本利益率が下がれば株価も下がるというふうな構造がありますので。

私は、産業界から去年、再評価があったことを実は知らなかったと、この際、自己株の消却もできるということであれば株価対策も含めてやりたい、そういった声が業界にかなり上がっていることも確かに御聞きをしております。

○星野朋市君 先ほど浜田委員も御指摘になりましたけれども、そういうことで一般産業界もこの制度をどのくらい認知しているか。PRをしかりしていただまして、この法律の適用期間中にできるだけ多くの会社がこの制度を利用していただきたい、そう念願して、質問を終わります。

○委員長(藤本健司君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、土地再評価法の一部改正案に対して反対の討論を行います。

本法案は、大企業が事業用土地の再評価益の一部を自社株消却の原資として活用できるようにするために、会計上の特例措置を講じるものです。今回の改正は株価対策、決算対策のために企業会計の原則をゆがめるものであり、多くの問題をはらんでいます。昨年制定された再評価法では、

再評価益は負債項目に組み入れられ、専ら金融機関の自己資本拡充を図ることが目的とされました。ところが、今回の改正では、再評価益は資本項目に組み入れ、それを自社株取得の原資として用いるということであり、再評価の目的も会計処理も全く異なっています。

このような措置によっても、株価が回復し、企業経営が健全化する保証は何もなく、その場限りのびぼう策と言わなければなりません。

以上が反対する理由であります。

○委員長(藤本健司君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本健司君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、伊藤君から発言を求められておりますので、これを許します。伊藤基隆君。

○伊藤基隆君 私は、ただいま可決されました土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護国連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 資産の評価については、国際的な会計基準の動向等に留意しながら現行の評価原則の在り方について検討すること。
一 現下の経済状況に対応するため、企業の財務の健全性及び投資家等への情報開示の必要性からみて緊急に行われている措置については、望ましい会計処理に移行するよう努力

すること。
右決議する。
以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(藤本健司君) ただいま伊藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本健司君) 全会一致と認めます。よって、伊藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○委員長(藤本健司君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤本健司君) 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。
なお、本案は衆議院において修正議決されましたので、この部分修正につきましてはあわせて政府から説明を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。
○國務大臣(宮澤一君) ただいま議題となりました金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案につきましまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

第一〇〇四号 平成十一年三月十七日受理
消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 福岡県久留米市大善寺南一ノ七ノ

二一 角田京子外三千九百名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇〇五号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 福岡市西区愛宕浜二ノ一ノ三ノ六

〇三 橋爪亜美子外三千九百名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇〇六号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 三重県津市一身田上津部田一、四

八八ノ九七 飯屋忠次外三千九百

名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇〇七号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 東京都文京区大塚四ノ一五ノ二二

中澤澄外三千九百名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇〇八号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 千葉市稲毛区黒砂台三ノ一ノ二ノ

四〇四 乾志穂外三千九百名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇〇九号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 名古屋市中区観音町二ノ三九 池

戸チエ子外三千九百名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇一〇号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 山形市相生町八ノ二〇 佐藤英里

外三千九百名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇一一号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 仙台市太白区根岸町四ノ一ノ一

〇二 斎藤典子外三千九百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇一二号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 埼玉県熊谷市上芝一、六九五ノ六

長澤公子外三千九百名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇一三号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 京都市中京区御池通車屋町角一九

一ノ四 岡山貴信外三千九百名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇一四号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 岐阜県可児市下恵土二、五二九ノ

四 渡辺晃庸外三千九百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇一五号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 神奈川県秦野市東田原二〇〇ノ七

三 橋本敏子外三千九百名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇一六号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 愛知県春日井市天神町一ノ二ノ七

〇五 宮下康弘外三千九百名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇一七号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 鹿児島県国分市福島二ノ三ノ一

二ノ四 谷口義雄外三千九百名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇一八号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 鹿児島県伊佐郡美利町市山二、四

一九 川添正信外三千九百名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇一九号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 愛媛県北条市中須賀三三六 岡山

晴一外三千九百名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇二〇号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡小出町小出島一、

二〇九ノ四〇 桑原誠外三千九百

名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇二一号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 沖縄県浦添市字前田一、三八六ノ

一四ノ一〇三 安永祐一外三千九

百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇二二号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 北海道北見市高栄東町四ノ四ノ二

佐藤朝子外三千九百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇二五号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 名古屋市中東区猪高町上杜井堀二

五ノ一 楓健年外五百九十三名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇二六号 平成十一年三月十七日受理

高年齢者の生活費維持のための預貯金金利引上げに

関する請願

請願者 仙台市青葉区本町三ノ七ノ四 柏

葉昭三

紹介議員 亀谷 博昭君

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一〇二六号 平成十一年三月十七日受理

消費税率3%への引下げに関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡安土町石寺一、八五

四 後藤孝一外三万七千名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇五七号 平成十一年三月十七日受理
高齢者の生活費維持のための預貯金金利引上げに
関する請願

請願者 島根県浜田市内田町七六四 木村 巖

紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、金融業者の貸付業務のための仕債の発行等に関する法律案(第四十二回国会内閣提出、衆議院継続審査)

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律

土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「二年」を「三年」に改める。

第七条中「を再評価差額金として、政令で定めるところにより、貸借対照表」を「(次項において「再評価差額」という。)のうち法人税その他利益に

関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額(以下、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を上回る場合には「再評価に係る繰延税金負債の金額」と、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を下回る場合には「再評価に係る繰延税金資産の金額」という。)を、当該再評価を行った事業用土地の再評価額の総額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額の総額を上回る場合には貸借対照表の負債の部に、当該再評価を行った事業用土地

の再評価額の総額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額の総額を下回る場合には貸借対照表の資産の部に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額又は再評価差額に再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

3 再評価に係る繰延税金負債の金額又は再評価に係る繰延税金資産の金額に異動が生ずる場合には、前項の規定により、再評価差額金を計上し直すものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 第三条第一項第一号に掲げる法人である株式会社が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該株式会社について

の利益の配当の限度額、商法第二百四十四条ノ三ノ二第五項(同法第二百四十四条ノ五において準用する場合を含む。)に規定する供託すべき額の限度額、同法第二百四十条ノ二第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第二百四十条ノ四第一項及び第二項の純資産額、同法第二百四十二條ノ二第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第五項及び第六項の純資産額、同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配の限度額、同法第四項及び第五項の純資産額並びに株式の消却の手續に関する商法の特例に

関する法律(平成九年法律第五十五号。以下「株式消却特例法」という。)第三条第五項に規定する株式の取得価額の総額の限度額及び株式消却特例法第三条の二第六項の純資産額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

2 第三条第一項第一号に掲げる法人である相互会社(保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第五項に規定する相互会社をいう。)が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該相互会社についての基金利息の支払の限度額及び基金の償却又は剰余金の分配の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を

控除する。

3 第三条第一項第二号から第八号までに掲げる法人が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該法人についての剰余金の配当の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

第八条第二項第一号中「減額した金額」の下に「(当該減額した金額に対応する再評価に係る繰延税金負債の金額を除く。)」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

(再評価差額金の取崩しの特例)

第八条の二 株式消却特例法第二条第五号に規定する公開会社は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもつてその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。

2 前項の場合においては、前条第三項の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間に限り、再評価差額金を取り崩し、これをもつて株式を買い受けて消却することができる。

3 第一項の規定による再評価差額金をもつてする株式の買受けについては、株式消却特例法第三条の二第二項から第六項まで、第四条から第六条まで、第八条及び第九条並びに商法第二百四十二條ノ二第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、株式消却特例法第三条の二第三項中「資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額」とあるのは「再評価差額金(土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第七条の再評価差額金をいう。以下同じ。)の額から同法第三条第一項の規定による再評価を行った時の再評価差額金の額(同法第八条第一項又は第二項の規定により取り崩した再評価差額金があるときは、その額を控除した額。第五項において同じ。)の三分の一に相当する額を控除した額」と、同法第五項中「資本準備金及び利益準備

決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）とあるのは、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）若しくは土地の再評価に関する法律第八條の二第一項に規定する取締役会の決議（同条第三項において準用する株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條の二第四項に規定する事項に係るものに限る。）と読み替えて、これらの規定を適用する。

6 保險業（保險業法第二條第一項に規定する保險業をいう。）を営む株式会社が第一項の決議による株式の消却を行う場合における同法第十五條第一項の規定の適用については、同項中「若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三條第一項」とあるのは、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三條第一項若しくは土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第八條の二第一項」とする。

第九條第二項中前條第一項を「第八條第一項」に改める。

第十一條第一項中「に係る再評価差額金の取崩し後」を「の売却等による処分の日以後最初に到来する決算期以後」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十一年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二條 平成十一年三月三十一日前に到来する決算期において、この法律による改正後の土地の再評価に関する法律第七條第一項に規定する再評価に係る繰延税金負債の金額及び同項に規定する再評価に係る繰延税金資産の金額を計算するための企業会計の基準を採用していない法人の当該決算期に係る再評価差額金については、

この法律による改正前の土地の再評価に関する法律の規定を適用することができる。

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四條 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五條に次の一項を加える。

3 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第八條の二第三項の規定の適用については、新法第三條の二第二項から第六項までの規定及び新法第六條第一項の規定（新法第三條の二第五項に係る部分に限る。）は、第一項の時に以後も、なおその効力を有する。

（小字及び一は衆議院修正）

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律

目次

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 登録（第三條―第八條）

第三章 会計の整理（第九條）

第四章 監督（第十條―第十三條）

第五章 雑則（第十四條―第十七條）

第六章 罰則（第十八條―第二十三條）

附則

第一章 総則

（目次）

第一條 この法律は、金融業者がその貸付業務のために行う社債の発行等による貸付資金の受入れに關し、社債の購入者等の保護に資するため、社債の発行等による貸付資金の受入れをする金融業者について、一定の財産的基礎等を要件とする登録制度を実施するとともに、その貸付状況等を明確に表示するための会計の整理を

義務付ける措置を定めることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「金融業者」とは、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二條第一項に規定する貸金業者その他の金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。以下同じ。）を業として行う者で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「金融会社等」とは、法人である金融業者をいう。

3 この法律において「特定金融会社等」とは、次條の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第二章 登録

（登録）

第三條 金融業者は、内閣総理大臣の登録を受けた金融会社等でない限り、社債の発行その他の政令で定める方法（以下「社債の発行等」という。）による貸付資金の受入れをしてはならない。

（登録の申請）

第四條 前條の登録を受けようとする金融会社等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 資本又は出資の額

三 その他総務府令・大蔵省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、登記簿の謄本その他総務府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五條 金融再生委員会は、第三條の登録の申請があったときは、次條第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を特定金融会社等登録簿に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

3 内閣総理大臣は、総務府令・大蔵省令で定めるところにより、特定金融会社等登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第六條 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 金融会社等に該当しない者

二 資本又は出資の額が政令で定める金額に満たない金融会社等

三 金銭の貸付けに係る業務を政令で定める基準に達しない人的構成により行う金融会社等

四 第十一條第一項の規定により第三條の登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない金融会社等

（変更の届出）

第七條 特定金融会社等は、第四條第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（登録の実施）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、その届出があった事項を特定金融会社等登録簿に登録しなければならない。

（廃止の届出等）

第八條 特定金融会社等が、第二條第二項に規定

する金融会社等に該当しないこととなつたとき、又は社債の発行等による貸付資金の受入れをやめたときは、その特定金融会社等であつた法人を代表する役員その他の政令で定め

に該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
四 貸金業の規制等に関する法律その他の法律の規定により金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

2 特定金融会社等が第二条第二項に規定する金融会社等に該当しないこととなつたとき、又は特定金融会社等から社債の発行等による貸付資金の受入れをやめた旨の届出があつたときは、当該特定金融会社等の第三条の登録は、その効力を失ふ。

2 内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若しくは事務所の所在地を通知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の所在を通知できないときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等から申出がないときは、当該特定金融会社等の第三条の登録を取り消すことができる。

第三章 会計の整理
第九条 特定金融会社等は、総理府令・大蔵省令で定める勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の記載要領に従い、その会計を整理しなければならない。

3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する総理府令・大蔵省令で定める勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の記載要領は、特定金融会社等の金銭の貸付け及び社債の発行等の状況を明確に表示することとなるものでなければならない。

（登録の抹消）
第十二条 内閣総理大臣は、第八条第二項の規定により第三条の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（報告の徴収）
第十条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要

第十三条 内閣総理大臣は、第十一条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（登録の取消し等）
第十一条 金融再生委員会

第十四条 特定金融会社等について、第八条第二項の規定により第三条の登録が効力を失つたとき、又は第十一条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録が取り消されたときは、当該特定金融会社等であつた者又はその一般継

人（政令で定める者を除く。）は、当該特定金融会社等が貸付資金の受入れのために行った社債の発行等に係る債務として政令で定めるものの履行を完了する目的の範囲内においては、なお特定金融会社等とみなす。

三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三条の規定に違反した者
二 不正の手段により第三条の登録を受けた者
第十九条 第十一条第一項の規定による社債の発行等による貸付資金の受入れの停止の命令に違反して社債の発行等による貸付資金の受入れをした特定金融会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十五条 大蔵大臣は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第四条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 大蔵大臣は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、特定金融会社等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第二十一條 第七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

（権限の委任）
第十六条 金融再生委員会

第二十二條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

一 第十九條 三億円以下の罰金刑
二 第二十條 二億円以下の罰金刑
三 第十八條又は前条 各本条の罰金刑

（総理府令・大蔵省令への委任）
第十七条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

一 第六條第一項第二号又は第三号のいずれか

該特定金融会社等であつた者又はその一般継

第十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第一項の規定に違反した特定金融会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

- 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ
- 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

第二条第三項を削る。

第七条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「第二条第三項及び」を削り、「貸付」を「貸付け」に改める。

(罰則の経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第四条 金融監督庁設置法(平成九年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十年法律第 号)に規定する特定金融会社等をいう。)の登録及び監督に関すること。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第五條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 〇百五 号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号(中)「不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)」の下に、「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十〇年法律第 号)」を加える。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第五条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する特定金融会社等をいう。)の登録及び監督に関すること。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、

この法律の施行状況のほか、金融業者が社債の発行等により貸付資金の受入れをして行っている金銭の貸付けが国民経済に及ぼしている影響等を勘案し、この法律に規定する金融業者の貸付業務のための社債の発行等に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十一年四月十二日印刷

平成十一年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局